

別紙添付①

ご 連 絡

平成24年7月17日

関係者各位

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号

市政会館地階 三原法律事務所

電話03-5251-4141 FAX03-5251-4151

弁護士 三 原 崇 功



破産者御堂筋共同ビル開発特定目的会社についての破産手続は、平成24年7月13日午後3時30分より東京地方裁判所において開催された第6回債権者集会において建物所有権及び差入保証金を破産財団から放棄した上で、配当なく終了しました（異時廃止）のでお知らせいたします。破産手続廃止決定証明書の写しを同封しましたのでご確認ください。

以 上

平成23年(フ)第5459号

## 破産手続廃止決定証明申請書

破産者 御堂筋共同ビル開発特定目的会社

上記の者に対する破産事件について、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足すると認められ、平成24年7月13日破産手続廃止の決定があったことを証明されたく申請いたします。

平成24年7月13日

破産管財人弁護士 三原 崇 功



東京地方裁判所民事第20部H-E係 御中

上記証明する。

同日同庁

裁判所書記官 小松 光 美